

日立市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日立市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月4日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の種類を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市手数料条例の一部を改正する条例

日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表5その他の表第12項第1号イ中「加算した額」の次に「（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合しているかどうかの設計一次エネルギー消費量の算定を、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。次項において「告示」という。）I第2第2項2-2(2)ロの数値とした住宅にあっては、(ア)から(ク)までに規定する額）」を加え、同表第13項第1号イ中「加算した額」の次に「（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合しているかどうかの設計一次エネルギー消費量の算定を、告示I第2第2項2-2(2)ロの数値とした住宅にあっては、(ア)から(ク)までに規定する額）」を加え、同表第14項第1号ア中「、第16項及び第18項」を「及び第16項から第18項まで」に改め、同表第16項第1号ウ(ア)及び同表第17項第1号ウ(ア)中「合計」の次に「（設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした住宅にあっては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計。以下この項において同じ。））」を加え、同表第18項第2号中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」の次に「に定める基準（以下この項において「モデル住宅性能基準」という。）によるとき又は同号イ(3)及びロ(3)」を加え、同項第3号ア中「単位住戸」を「申請に係る住宅」に改め、「合

計」の次に「（設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とした住宅にあっては、住宅のうち共用部分を除いた単位住戸の総数の床面積の合計。以下この項において同じ。）」を加え、同号イからエまでの規定中「単位住戸」を「申請に係る住宅」に改め、同項第4号中「仕様基準」を「モデル住宅性能基準又は仕様基準」に改め、同号アからエまでの規定中「単位住戸」を「申請に係る住宅」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。